

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（国基準通所型サービス・市独自通所型サービス）
<令和2年6月1日現在>

利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1-ア）第1号通所介護事業国基準通所型サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：国基準通所型サービス】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
国基準要支援1	17,675円/月	1,768円	3,535円	5,303円
国基準要支援2	36,237円/月	3,624円	7,248円	10,872円

利用料金は①介護職員処遇改善加算Ⅰ（5.9%）および ②特定処遇改善加算として1.2%を乗じた額を加算させていただきます。

（1-イ）第1号通所介護事業市独自通所型サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：市独自通所型サービス】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型Ⅰ	16,778円/月	1,678円	3,356円	5,034円
通所型Ⅱ	34,421円/月	3,443円	6,885円	10,327円

利用料金は①介護職員処遇改善加算Ⅰ（5.9%）および ②特定処遇改善加算Ⅰ（1.2%）を乗じた額を加算させていただきます。

（2）その他の費用（国基準通所型サービス・市独自通所型サービス共通）

- ア 昼食代、1回につき750円の食費をいただきます。
- イ レクリエーションにかかる費用は自己負担となります。
- ウ 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

ア ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
また、キャンセルされる場合は必ずご連絡をくださいますようお願いいたします。

キャンセルの時期	キャンセル料
① ご利用日の前営業日午後6時までにご連絡を頂いた場合	無 料
② ご利用日の前営業日午後6時以降から当日午前9時までにご連絡を頂いた場合	昼食代 750円
③ ご利用日の当日午前9時以降にご連絡を頂いた場合	昼食代 750円 1回の自己負担額

※ ・ご利用日が月曜日または休前日の場合はご注意ください。
・キャンセルのご連絡について午後6時以降、事業所の休日・職員不在時等の場合は、当事業所の留守番電話にご利用者名・キャンセルする日・理由等を録音してください。

イ 健康上の理由による中止する場合及びキャンセル料は、下記のとおりです。

- ① 風邪、病気の際、熱、又はあきらかに体調不良と判断される場合は、サービスの提供をお断りする事があります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。
- ④ 酒気帯びでのご利用は固くお断りします。

キャンセルの時期	キャンセル料
① ご利用日の当日利用開始時のチェックで中止となった場合	昼食代 750円 1回の自己負担額
③ ご利用日開始以降に中止となった場合	

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落としの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご指定の口座から、サービスを利用した月の翌月の26日の引き落としとなります。 26日に入金されていない場合は、翌月の26日に再度引き落としさせていただきます。